

京 都 大 学 教 室 系 技 術 職 員 に 係 る 組 織 要 項 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(企画運営専門委員会)</p> <p>第5 } 2 } (略)</p> <p>(1) } (2) 総合技術部長が指名する技術部 (<u>防災研究所及び複合原子力科学研究所</u>にあつては技術室) を置く部局に所属する教員 3名</p> <p>(3) 総合技術部長が指名する技術部を置く部局に所属する技術長 (<u>防災研究所及び複合原子力科学研究所</u>にあつては技術室長) 2名</p> <p>(4)・(5) } (略)</p> <p>3～8 } (中 略)</p> <p>(技術長会議)</p> <p>第7 (略)</p> <p>2 技術長会議は、総合技術部次長、技術長並びに<u>防災研究所及び複合原子力科学研究所の技術室長、情報部情報基盤課長並びに総合技術部次長</u>が指名する技術職員で組織する。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>(企画運営専門委員会)</p> <p>第5 } 2 } (同 左)</p> <p>(1) } (2) 総合技術部長が指名する技術部 (<u>京都大学事務組織規程(平成16年達示第60号。以下「規程」という。)</u>別表6右欄に掲げる部局にあつては技術室) を置く部局に所属する教員 3名</p> <p>(3) 総合技術部長が指名する技術部を置く部局に所属する技術長 (<u>規程別表6右欄に掲げる部局</u>にあつては技術室長) 2名</p> <p>(4)・(5) } (同 左)</p> <p>3～8 } (技術長会議)</p> <p>第7 (同 左)</p> <p>2 技術長会議は、総合技術部次長、技術長、<u>規程別表6右欄に掲げる部局の技術室長、情報部情報基盤課長及び総合技術部次長</u>が指名する技術職員で組織する。</p> <p>3～6 (同 左)</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和6年9月総長裁定)</p> <p style="text-align: center;">この要項は、令和6年10月1日から実施する。</p>